

長野県大学職場一般吹奏楽連盟講習会補助事業に関する事務取扱細則

平成 23 年 4 月 17 日施行

平成 28 年 12 月 22 日改正

- 1 長野県大学職場一般吹奏楽連盟（以下、「当連盟」という。）が行う講習会補助事業（以下、「当事業」という。）に関して必要な事務処理事項はこの細則の定めるところによる。
- 2 当事業は所定の期間に実施され、かつ実施された状況が一定の選考基準を満たす講習会事業を当連盟の講習会補助事業として決定し、併せて助成金を給付する。
なお、当事業は1年度ごとの実施とし、助成金の支出は当年度予算を以って対応する。
- 3 当事業が選考対象とする補助対象事業は、主催者が次に掲げるものの一に該当するものであること。
 - (1) 当連盟の会員又はその連合体
 - (2) 当連盟の会員を構成員とする連合体
 - (3) 上記(1)から(2)に掲げる以外の団体で、その講習会の内容が特に適当と認められるもの
- 4 当事業が選考対象とする補助対象候補事業は、事業の実施状況及び実施時期が次に掲げるすべてを満たすこと。
 - (1) 事業が既に実施されていること。
 - (2) 事業が前年度の12月1日から当年度の11月30日までの間に実施されたものであること。
- 5 当事業の対象事業は、補助対象候補事業の公募において応募された事業のうち、後6条に基づく事業内容の審査により補助対象事業として決定した事業（以下、「対象事業」という。）とする。
なお、対象事業は1月末日までに決定し、公表する。
- 6 対象事業は、以下の指針に基づいて当連盟理事会が決定する。
 - (1) 本事業が補助対象とする期間に実施された事業であること。
 - (2) 長野県における芸術文化の発展に寄与していること。
 - (3) 特定の宗教団体、政党若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教若しくは政党のための活動と認められないこと。
 - (4) 専ら主催者等の利益を目的として行われたものでないこと。
 - (5) 行事の対象又は効果が、特定の地域に限定されず、長野県内の広範囲にわたっていること。
 - (6) 当連盟の会員団体に所属している者が受講していること。
 - (7) 当連盟の事業推進に寄与する波及効果が認められること。
 - (8) 当連盟の目的に反しないものであること。
 - (9) 行事が確実に実施されたものであること。
- 7 当事業の対象事業として助成金の給付を受けようとする者は、別記様式（講習会補助事業における補助対象候補事業に係る実施状況報告書）により、補助対象候補事業の実施報告書、決算報告書、受講者数報告書、当事業による助成金交付が必要な理由書及び助成金の使途説明書等を添えて、事業を実施した後の12月1日から12月31日までの間に当連盟理事長へ応募するものとする。
- 8 対象事業への助成金給付額は、以下の指針に基づいて当連盟理事会が決定する。
 - (1) 対象事業1件への助成金給付額は50,000円を上限とすること。
 - (2) 対象事業1件への助成金給付額が決算報告書に記載する支出合計額から他からの助成金を除いた額の2分1以下であること。
 - (3) 対象事業全件への助成金給付額の合計が100,000円以下であること。
 - (4) 事業予算の収入・支出見込みが健全であること。
 - (5) 全対象事業を通じて当連盟会員の会員団体に所属している受講者数に応じた配分であること。
- 9 対象事業の決定と助成金給付額に関する決定結果については応募者へ通知する。また、対象事業とならなかった事業については、その旨を応募者へ通知する。
- 10 次の場合、理事会は対象事業の決定及び助成金給付額の決定を取り消すことができる。

- (1) 提出された応募書類及び添付書類に明らかな虚偽が認められた場合。
- (2) 実施した事業に違法又は著しく公益を害する等、当連盟が不相当と認める行為が認められた場合。

- 11 前10条の決定取り消しの決定結果については、当該事業の応募者へ通知する。
- 12 助成金の給付は、助成金給付額に関する決定を通知した後、通知のあった者からの請求により執行する。
- 13 前11条の通知を受けた者において、既に当該事業に対する助成金の給付が完了している場合には、すみやかに給付されている助成金の全額を返還しなければならない。
- 14 この細則に定めのない細目については、当連盟理事長の判断に従うものとする。

附則 1)この細則は、平成23年4月17日から施行する。

2)この細則は、平成28年12月22日に改正し、平成29年4月1日から施行する。なお、平成29年度に限り、平成29年4月1日以降に実施する事業から対象事業を選定する。

(別記様式)

講習会補助事業における補助対象候補事業に係る実施状況報告書

年 月 日

長野県大学職場一般吹奏楽連盟理事長 様

応募者（団体名・代表者名）

住所・連絡先

令和 年度講習会補助事業の補助対象候補事業として下記事業に応募したいので、添付資料を添えて実施状況報告書を提出します。

記

- 1 講習会の名称
- 2 主催者・共催者名
- 3 開催日時・場所
- 4 講師氏名
- 5 講習の概要
- 6 受講者数
※受講者数について、小学校、中学校、高等学校、大学、職場、一般の別に分類し、さらに大学、職場、一般においては所属する団体別（個人参加の場合は個人）に分類し、内訳として長野県大学職場一般吹奏楽連盟の加盟団体に所属する受講者数がわかる資料を添付して下さい。
- 7 配布資料
※開催要項、募集要項、チラシ等を添付してください。
- 8 長野県大学職場一般吹奏楽連盟の事業推進に波及した効果
- 9 決算の概要
※必ず決算報告書を添付してください。
- 10 その他
※助成金が必要な理由書及び助成金の使途説明書を添付して下さい。